

## 自転車通学について

### 1 はじめに

舞鶴中学校は広い校区からなるため、以下の規定に基づいて自転車による通学を許可しています。しっかり読み、理解した上で自転車通学が必要である人は手続きを行ってください。(※2、3年生も新年度で再度、通学許可願を提出してもらいます。ただし、ステッカーは、昨年度のものを継続して使用してください。)

### 2 自転車通学規定（抜粋）

#### (1) 許可基準

##### ① 距離および範囲

- 通学路としてふさわしい幹線道路を通った、最短の通学距離 2.5 km を基準とする。(平成24年1月変更)

部活動に入部している生徒で、通学距離2km以上の生徒は、部活動期間のみ申請により許可する。

\* 自転車等の準備は入部手続きを行ってからになりますので、注意してください。

新入生は、入部届と引き換えにステッカーを配布する。

2. 5km以上の通学生を正式枠、部活動期間のみの通学生は部活枠とよびます。

※自転車通学をする場合は最短ルートで幹線道路(歩道がある道路)に出て通学してもらいます。距離があいまいな場合は学校までご連絡ください。

##### ② 自転車保険への加入義務

必ず自転車保険に加入してください。鹿児島県条例により、自転車通学生は全員いずれかの保険に加入することが許可の条件です。未加入者には自転車通学許可ができません。

##### ③ 校区外通学の生徒について

校区外通学の生徒は、保護者の責任で送迎することになっているので、自転車通学を許可できません。

#### (2) 自転車の仕様（部活枠の生徒も同じ）

##### ① 仕様（近所の在校生、許可者を参考にする）

- 車体はシルバー等の派手でない色とする。
- ハンドルはアップハンドル（深さ13cm程度）とする。
- 荷台、ベル、ライト、スタンド、反射盤を必ず取り付ける。ライトは自動点灯式のものが好ましい。・切り替えつきの自転車は、6段までとする。

#### (3) 通学許可者の心得

- ステッカーは定められた場所に貼る。（後輪カバーの反射盤付近に貼る）
- 登下校においても、必ずヘルメット（あごひもを付ける）とタスキを着用する。

#### ③ 交通規則やマナーを良く守り、事故がないよう心掛ける。

- 並進をしない。・蛇行運転をしない。・二人乗りをしない。
- 道路を斜め横断しない。・スピードを出しすぎない。
- 信号無視をしない。・信号のない交差点では一旦停止をする。
- 通行帯のない横断歩道で、歩行者がある場合は、歩行者の妨害とならないよう、自転車から降りて押して横断する。歩行者の通行を妨げる恐れがないときは、自転車に乗って横断歩道を渡ることができる。（道路交通法 第63条の4）ただし、正門前交差点では自転車を降りる

#### ④ 指定された通学路を通る。

#### ⑤ 校内への出入りは正門のみとする。

#### ⑥ 校内では自転車から降りて押す。

#### ⑦ 正門入り口付近は自転車を降り、安全を確認する。

#### ⑧ 校内においては自転車を定められた場所に置き、整然と並べる。

#### ⑨ カバンは後ろの荷台にしっかりとくくりつける。

#### (4) 違反者の罰則（部活枠の生徒も同じ）

自転車通学規定に違反したものは、罰則として自転車通学を停止する。また、繰り返される場合は許可を取り消す。

##### ① 通学時（例：ノーヘル、タスキなし、あごひものゆるみ、信号無視、二人乗り、斜め横断、傘さし運転、通学中の自転車のまたがり、その他迷惑行為などをした場合）

##### ・ 1回目は保護者へ連絡し、厳重注意

##### ・ 2回目は保護者へ連絡し、一週間の自転車通学禁止

##### ・ 3回目は保護者へ連絡し、三週間の自転車通学禁止

##### ・ 4回目は1年間の自転車通学禁止

##### ② 整備

- 速やかな修理・整備が行われない場合は3日間の停止とする。

##### ③ 無許可者

- 校内で一週間自転車を預かるものとする。

※ 上記停止期間中は、原則として校内において自転車を預かるものとする。

#### 3 許可の手続き

「自転車通学許可願」の提出、審査、許可する。許可された場合、1年生は入学後ステッカーの配布をもって許可とする。ステッカーは3年間継続して使用する。